

2022年9月

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

代金取立手数料の改定のお知らせ

株式会社七十七銀行（以下「当行」）は、2022年11月4日（金）より、代金取立手数料の改定を実施します。

1. 代金取立手数料改定の背景

（1）電子交換所への移行

当行は、2022年11月4日（金）から実施される「電子交換所」への参加に向けて準備を進めておりますが、各地の手形交換所が廃止され電子交換所に一本化されることに伴い、取引金融機関の立地等によって差異を設けていた代金取立手数料の区分を廃止し、原則一律の手数料といたします。

（2）手形交換にかかる事務処理コストを考慮した手数料の設定

現行の当行の代金取立手数料の水準は、店頭にて即時入金可能な手形・小切手について手数料を無料とするなど、これまで相対的に割安な水準を長年にわたり維持してまいりました。

しかしながら、当行の手数料水準が従来から手形交換業務にかかる事務処理コストを十分にまかなえない水準であったことなどを踏まえ、手形・小切手の流通量が減少する中でも今後とも手形・小切手機能を安定的に提供する観点から、代金取立手数料を手形交換にかかる事務処理コストを考慮した水準に引き上げさせていただくことといたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、ご理解を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お近くの当行本支店窓口までお尋ねください。

2. 改定後の代金取立手数料（1通あたり、消費税込）

	現 行				改定後
	同一手形交換所内		左記以外		一律 (注1、2)
	店頭にて 即時入金可能	左記以外	普通扱い	至急扱い	
本支店あて	無料	220円	440円		660円
他行あて			660円	880円	

注1. 同一店内における取引先の小切手等を店頭で即時入金可能な場合においても、上記手数料をいただきます。

例：当行本店営業部の窓口にてA社ご担当者さまが来店し、本店営業部が支払場所となっているB社発行の小切手の入金を依頼された場合も、上記手数料をいただきます。

注2. 電子交換所に交換呈示できない証券類の取立を依頼される場合は、個別の事務処理が必要となることから、1通あたり1,100円（消費税込）をいただきます。

3. 手数料改定日

2022年11月4日（金）

注. 同日以降の取立依頼分から改定後の手数料をいただきます。

以 上